

市町村から検査を委託された建設工事等の検査要領

令和4年3月28日

工検第18号

(趣旨)

第1条 山形県建設工事検査規程(昭和55年4月県訓令第10号。以下「規程」という。)第10条に基づき、市町村から検査を委託された建設工事等の検査(以下「市町村等委託検査」という。)について、規程第11条により必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、契約担当者とは、市町村長又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。

(検査を行う職員)

第3条 市町村等委託検査は、会計局工事検査課(以下「工事検査課」という。)の職員が行うものとする。

(検査請求及び通知)

第4条 山形県建設工事検査要領(昭和55年9月1日出工第48号。以下「検査要領」という。)第2条及び別記様式第1号において、「部局長、総合支庁の部長又は出先機関の長」及び「検査請求者」とあるのは「契約担当者」と読み替えて、この規定及び様式を準用する。

- 2 契約担当者は、建設工事の検査を委託しようとするときは、あらかじめ、当該年度の4月末日までに市町村等委託検査予定表(別添様式第1号)を工事検査課長に提出するものとする。
- 3 当該工事の契約締結後、市町村等建設工事の検査委託書(別添様式第2号)により工事検査課長に報告するものとする。
- 4 市町村等委託検査の希望日が、県工事の検査日と重なった場合は、県工事を優先するものとする。

(検査員を命ずる形式)

第5条 要領第3条において、「検査規程第3条第1項の規定」とあるのは「工事検査課の職員」と読み替えて、この規定(第2項から第4項は除く)を準用する。

(検査報告)

第6条 検査規程第9条において、「知事又は契約担当者」とあるのは「契約担当者」と読み替えて、この規定（第2項は除く）を準用する。

2 検査報告は、検査要領第5条第2項を除き準用する。

別記様式第7号において、「山形県知事」とあるのは「契約担当者」と読み替えてこの様式を準用する。

3 市町村等委託検査の成績評定については、山形県建設工事成績評定要領を準用するものとする。

(軽微な手直し)

第7条 軽微な手直しは、検査要領第6条第4項を除き準用する。

別記様式第4号において、「山形県知事」とあるのは「契約担当者」と読み替えてこの様式を準用する。

(不合格の処理)

第8条 検査員は、検査の結果不合格と認定した時は、その内容を附して契約担当者に報告するものとする。

(復命書の処理)

第9条 検査要領第8条において、「検査規程第3条第1項の規定」とあるのは「本要領」と読み替えて、この規定（第2項から第3項は除く）を準用する。

(費用負担等)

第10条 市町村等委託検査に係る費用については、市町村等で実費（県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月10日山形県条例第48号）に基づく額の他使用料（高速道料金、駐車場等）とする。）を負担するものとし、書類検査会場等についても市町村等で用意するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、市町村等委託検査に関し必要な事項は、契約担当者と工事検査課長が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。